令和3年度 第2回長野県自立支援協議会 議事録

- 〇日 時 令和3年11月16日(火)13:30~15:30
- ○場 所 長野県庁議会棟第2特別会議室
- ○参加委員(23人)

池田義久委員代理(小林和夫委員の代理)、中村彰委員、早水卓也委員、原恵委員、林敏彦委員、北嶋昭委員、松澤陽子委員、樫木悦子委員代理(鈴木健二委員の代理)、髙木寿郎委員、鳥羽章人委員、浅野恵子委員、永井芳夫委員、飯島千明委員代理(坂井道夫委員の代理)、柄澤豊委員、青木みどり委員、長峰夏樹委員、小林広美委員、丸山哲委員、橋詰正委員、関谷真委員、藤原香澄委員、熊谷恵子委員、上野隆一委員、紅林奈美夫委員、勝又小百合委員

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 会議事項
- (1) 専門部会等の活動状況について

(丸山会長)

令和3年度第2回長野県自立支援協議会の進行を務めます、社会福祉法人高水福祉 会の丸山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はウェブ開催ですけれども、県庁会場において主に事務局と運営委員の方々にお集まりいただき、ハイブリットの形でやらせていただきます。

こういう形でありながらも皆様方と顔を合わせながら、地域状況、今の長野県の障がい福祉の状況や、相談支援の体制がどうなっているかを共有していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは会議次第に従って進めさせていただきたいと思います。本日の会議事項につきましては、3点ございまして、1つ目が、「専門部会等の活動状況について」ということで、上半期が終わったところでの部会長からのご報告をいただきたいと思います。2つめが、「障がい者相談支援体制を基盤とした障害福祉計画等の推進について」ということで、主に障がい者支援体制等機能強化会議との内容について皆様方と共有したいと思っております。そして3つ目が「その他」ということで、各部署からの報告等があるかと思います。約2時間、よろしくお願いいたします。

では、一つ目の会議事項に入りたいと思います。

専門部会等の活動状況について上半期報告が資料としてあります。本日は、出席者

の関係で最初に精神障害者地域移行支援部会の上半期報告からお願いしたいと思います。最初に、7ページをお開きください。それでは紅林委員部会長からお願いいたします。

(紅林部会長)

紅林です。お世話になっております。すみません。予定があって、リモートでの 参加と発表後に途中退席をお許しくださいませ。

上半期の地域移行支援部会は、第1回目に関しましては前回の本会で報告をして ある通りです。地域移行支援部会自体が、年2回の開催でありますので、次回は年明 けの2月から3月頃に障害福祉計画の進捗状況等を中心として開催の予定です。

今回の報告は、精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会のことになりますが、これも実際には夏頃に毎年開催をしていましたが、ちょうど感染が非常に拡大した時期です。連絡会の核となる保健所の方が、本当に対応が難しかった時期で、コロナ禍がやや治まったため、急遽、各圏域の障害福祉計画に関することや精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関することについて、書面で情報共有を行ったところです。

このコーディネーター等連絡会は、本当は年3回を毎年開催しておりますけども、 こういった事情で、もう1回だけ年度内に行うという方向でございます。

現状で、少し集まりました各圏域の状況について報告に加えさせていただきます。 資料がありませんので口頭で失礼いたします。まず今年度の活動に関しては、地域移 行というものを、特に当事者の方、それから関係者、地域の一般の方々にわかりやす くする、いわゆる見える化をするようなパンフレットや広報誌、動画といったものの 作成に取り組んでいるところがいくつか出てきております。

そして、障害福祉計画に関してはこんな設問をしました。ちょっと漠然としているかもしれないですけども、「障害福祉計画について意識をしながら取組をしていますか」という設問ですが、「意識している」、「少しは意識している」が8割です。この障害福祉計画を頭にでも置いて、計画を進めているというところが見てとれます。

地域移行を進めていく上での課題、繰り返し出ているものについては割愛したいと思いますが、私も松本圏域で活動していて思うのは、何かあると、医療で何とかしてほしいという意見が支援者の中にも結構あると。医療中心で歩んできた精神障がいの方達の支援を、地域の中でやっていこうという中で、やはり難しい事が起きると、これは医療の何とかしてくれないかという期待があるのも事実だったりします。入院が長期化する中で、高齢化はよく言われておりますけども、あわせてADLの低下もそこに加味されてくると、なかなか生活の場の確保は困難になってくるというのもあります。これは物理的なバリアフリーの問題ですけども、ADLの低下した方たちが暮らせる場というのは、グループホームにも、もちろん民間の定額で借りられる賃貸住宅にも非常に不足しているというところです。

コロナの影響は、病院等への訪問が難しくなったり、入院されている方が外出をし

たり、地域の資源を体験利用したりすることをかなり困難にしてきました。ここにきて病院によっては少し緩やかになってきているところでありますけども、昨年度に続いて今年もかなりこれが障壁になったことは事実です。

また、ピアサポーターの加算のことが大きなテーマになっておりましたけれども、なかなかその雇用の場を創出していくところにこれから大きな課題があるというところを指摘された地域がいくつかありました。逆にうまくいったこともありまして、たまたま外国生まれの方の退院の際に、いわゆる障がい福祉の分野ではない帰国者を支援する団体が積極的に動いていただき退院が進んだという事例でした。

県内でも訪問看護に特化した事業所が展開をはじめていて、グループホームの体験 利用中に、一時退院というような形をとったかもしれませんが、訪問看護を体験し、 退院が進んだ、安心して暮らすことができたというような事例もあります。

そのような報告が上がってきておりますが、またコーディネーター等連絡会は12月、 日程を調整しておりまして、もしできれば集合、難しければ Web 会議で、もう少し 詳しくこのあたりの状況を意見交換したり、共有をしたりしていく予定であります。 地域移行支援部会からの報告は以上です。ありがとうございました。

(丸山会長)

紅林部会長ありがとうございました。ご予定があられますので、紅林部会長はあと 15 分程で途中退席となります。

各部会の報告を各部会長さんからいただいた後に質問等お受けしたいと思います。 それでは続きまして人材育成部会、こちらの報告をお願いいたします。藤原部会長、 よろしくお願いします。

(藤原部会長)

上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあの藤原と申します。よろしくお願いいたします。今年度人材育成部会では長野県障害福祉サービス事業者人材育成ビジョン」をもとにして障がいのある方達の支援体制の構築であるとか、それを支える人材育成を進めていこうということで、

活動させていただいています。今年度は障害福祉計画の推進、障がい者相談支援体制の支援の質の向上、相談支援従事者養成研修との連携を3本柱として活動をさせていただいていますので、ご報告をいたします。

部会の開催および取り組み状況ですが、第1回を5月21日に行いました。本年度の取組として主任相談支援専門員の役割、相談支援の質の向上等について協議をしてまいりました。その中では、今年度から主任相談支援専門員さんに圏域で活躍していただこうということがあります。そこで、主任相談支援専門員を市町村推薦等にさせていただくというような協議も行い、11月から始まりました主任相談支援専門員の研修に繋がっております。

8月に開催した第2回は、相談支援従事者初任者研修の実地研修の各圏域の実施状

況を共有し、人材育成や地域の OJT 体制を圏域でどのように進めているか皆さんと確認しました。

10月29日に開催した第3回では、9月に開催された国の相談支援従事者指導者養成研修の概要について、今年度養成研修参加をされた皆さんからご報告をいただき、共有をしてまいりました。主任相談支援専門員をはじめ、経験に応じて相談支援専門員が担う役割を、人材育成ビジョンの方に追記するということで確認をさせていただきます。

その中で皆さんから、基幹相談支援センターの主任相談支援専門員と、圏域における 特定相談支援事業所の主任相談支援専門員の業務のすみ分けがの課題かな、というお 話がありましたので、

今後ご意見等を聞きながら、きちんと整理をしていこうというと考えております。

今後の予定ですが、第4回が12月23日、相談支援の質の向上についてお話をすることになっています。今年度報酬改定がありましたということで、加算の活用状況なんかも含めて、モニタリングの検証等を行っていきたいと思います。第5回としまして2月7日、本年度のまとめを予定しております。

相談支援従事者研修の状況ですが、今年度につきましては全てウェブで行っております。

6月から9月にかけては初任者研修を行い、修了者は121名です。サービス管理責任者の基礎研修は、修了者224名です。10月は、相談支援従事者の専門研修として、地域移行地域定着の研修を行いまして20名の方が修了されています。

また、主任相談支援専門員研修も11月始まっております。今後、12月はサービス 責任者の更新研修、12月から3月にかけましては、相談支援従事者現任研修を予定し ています。以上です。

(丸山会長)

はい、ありがとうございました。

それでは続きまして療育部会、熊谷部会長さんお願いします。

(熊谷部会長)

よろしくお願いします。今年度療育部会長を務めさせていただいています社会福祉 法人森と木ベターデイズの熊谷と申します。よろしくお願いいたします。

療育部会では、年に4回部会を開催予定でおりまして、今まで2回済んでおります。 また、療育コーディネーターの連絡会ということで、2回予定しておりまして、1回済んでおります。

第1回の養育部会では、5月25日に行いまして、事務局から自立支援協議会の概念と、あと第6障害福祉計画第2期障害児福祉計画についての確認、今年度の部会に関わる年間計画ですとか構成員についての確認がありました。また、各圏域のこども部会療育部会の年間計画について情報交換をさせていただいています。

第2回は7月15日に開催されまして、今年度の部会に関わる方向性についての確認、障害児の緊急時の支援体制の各圏域の現状について情報交換をさせていただいています。地域生活支援拠点の整備事業が各圏域進んでおりますけれども、障がい児の緊急受け入れは、地域でどのような状況か、皆さんに報告していただきました。地域生活支援拠点整備が進んでいるところもありますが、障がい児が対象になっていないとか、環境的に大人の入所施設に子どもが緊急に宿泊するのは難しい状況が、なかなか地域生活支援拠点の事業はあるけれども、子どもが使う状況にはまだまだ難しいところがあることが分かりました。

障がいを持ったお子さんの親御さんが病気になったときや、保護者からの虐待のケース、あとは家庭内暴力等、なかなか家庭で過ごすことが難しい方もいまして、そういうときに児童相談所の一時保護所では環境的に難しいという状況があり、障害福祉のショートステイ等に話が来るのですが、そこででもなかなか社会資源的に難しい、困難な状況が皆さんのお話からもありました。障がい児の緊急の受け入れがまだまだ全県的にも社会資源的にも進んでいないなというようなことが確認できています。各圏域の自立支援協議会でもそれぞれで課題として挙げていっていただけるといいなと思っております。

あと療育コーディネーター連絡会ですけれども、療育コーディネーターの仕事は今年度が初めてという方もいますので、療育コーディネーターの業務について皆さんで確認をしました。関係機関に療育コーディネーターがどういう役割のものなのか、また、どのように周知しているかの周知方法の共有、巡回相談での専門職の活用について情報共有を行っています。また、コロナ禍ですのでウェブで会議をおこなっています。今後は、第3回の療育部会では、10月に障がい児の通所支援に関するあり方検討会の報告が国から出ておりますので、その報告を受けて、児童発達支援センター、各地域状況ですとか、あと、児童発達や放課後デイサービスの支援の質の向上に向けて各地域でどのような取組をしているかと情報交換したいと思っております。第4回は総括ということで、本年度のまとめになります。そして、もう一度療育コーディネーター連絡会を12月に開催する予定です。以上です。

(丸山会長)

熊谷部会長、ありがとうございました。それでは続きまして、就労支援部会、上野 部会長お願いします。

(上野部会長)

はい、よろしくお願いいたします。今年度就労支援部会長を担当させていただいて おります一般社団法人しょうの上野と申しますよろしくお願いいたします。

今年度の就労支援部会の成果目標ですけれども、基本的には一般就労について掲げさせていただいて、具体的にはアセスメント力の向上や、B型から就労移行、一般就労等への流動性の圏域を超えた情報の共有等をメインに行っております。

最初に今年度のねらいですけれども、4本の柱としまして、研修事業、後方支援事業、これにつきましては令和3年度より再開というような形をとっております。あと、関係機関との連携強化、支援事業所に関する調査検討ということで掲げさせていただいております。

部会の開催状況ですけれども、第1回目が5月17日、令和3年度の就労支援部会の活動計画について共有をしております。そして第6期障害福祉計画についての周知と、あと令和3年度障害福祉サービス等報酬改定がございましたのでこれについての共有、そして障害者雇用福祉連携強化事業についての共有を行っております。

第2回目が7月20日ですけれども、こちらが先ほどの後方支援事業という形で、 圏域部会との合同会議を行っております。各圏域の地域自立支援協議会就労支援部会 の活動についての共有、また県自立支援協議会就労支援部会の活動についての周知・ 共有、障がい者雇用・福祉政策の連携強化についての意見交換等を行っております。

第3回目が10月14日、こちら就労支援部会の研修の準備を行っています。いずれ も部会活動を止めないようにというところで、オンラインでの開催を行っております。

そして上半期の関連事業の実績でございますけれども、職場実習につきましては、短期トレーニング促進事業が267件ということで、そして障がい者雇用・福祉連携雇用事業につきましては、本事業を使っての一般就労、トライアル雇用も含めますけども、上半期については13件で、いずれもコロナも多少影響しているのかなと懸念もされております。

今後の予定として、12月20日就労支援部会の研修を行う予定です。講師としまして、厚生労働省の就労担当者の方をお招きしまして、障がい者の就労支援に関わる地域のネットワークについて、ご講義いただく予定でおります。第5回目が1月24日、圏域合同部会、今年度のまとめの場になっております。そして、第6回が3月1日で年度統括を予定しております。

就労支援部会は、以上でございます。

(丸山会長)

ありがとうございました。それでは最後になりますが、権利擁護部会ですね。勝又 部会長どうぞお願いいたします。

(勝又部会長)

はいお願いいたします。今年度権利擁護部会の部会長を務めさせていただいております社会福祉法人りんどう信濃会喬木悠生寮の勝又と申します。よろしくお願いいたします。

8ページの資料をご覧いただきたいと思います。今年度ですが、五つのねらいがあります。虐待案件の課題検証、差別解消地域協議会の差別解消法に係る取組状況の確認、成年後見制度利用促進計画等についての課題の件と、地域生活定着支援センターとの共催等によって、累犯障がいの方たちのことも忘れずに見ていくということ、そ

の他圏域から上げられた権利擁護部会に関する課題検討という形で、取組を進めさせていただいております。

部会の開催状況等ですが、6月の本会にも報告させていただきましたが5月に Web 会議にて、昨年度の活動の状況の報告と今年度の部会の計画の策定を行っています。今年度一番大きく確認させていただいたのが、報酬改定によりまして、虐待防止研修の義務化が入ってきておりますので、改めて虐待防止研修を各事業所、各圏域、地域でしっかりとした研修体制を組んでいくことについて確認させていただいております。

7月の部会もやはり Web 開催で行っております。このときには各圏域における虐待対応の課題整理と成年後見制度利用促進に関する各圏域に課題について情報交換を行っています。また今年度も、これまで 10 圏域のうち 5 会場で集合して行っていた虐待防止研修について、集合で開催することができませんでしたが、Web 等による開催で研修の協力の方をお願いしております。

3回目の部会は10月にやはりWebで開催されております。第2回の部会で共有しておりました成年後見制度利用促進計画等に関わる課題をもとに情報交換を行っています。またこの際には県社協の担当者にもご参加いただきまして、県全体の状況や課題についても意見交換を行っています。このときには、制度がきちんとしてきているので、制度にたどり着いている人たちはいいけれども、ここにたどり着いていない人たちの権利擁護が大事だよねという情報も共有されています。

また 4 回目に向けて差別解消についての地域支援協議会の設置等についても現状を共有していきます。第4回の部会は1月に開催される予定です。このときには3回の部会で共有されました現状等について県の担当者にもご参加いただきまして、情報交換し、県で制定している障がい者共生社会づくり条例の制定状況についても確認し、年度のまとめを行っていく予定になっております。権利擁護部会は以上になります。

(丸山部会長)

勝又部会長ありがとうございました。各部会からの上半期報告をしていただきましたけれども、これについて、各委員の皆様からご質問やご意見いただければありがたいと思います。

ご発言の際には、挙手とミュートを外していただいてお声を上げていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

では、青木委員お願いします。

(青木委員)

はい。皆さんコロナ禍でも会議やいろいろできると考えていただいて進めていただいて本当にありがとうございます。

質問ですけれど、療育部会で、子どもの虐待ケースや緊急の対応の受け入れ先がないということでしたが、実際、親の会や地域の中でもそれってすごく課題だよね、児

童相談所に相談してもすぐに保護してもらえないよねっていう話は、親の中でも結構 出ています。

ここでやはりそれは課題で、圏域で対応してほしいとのことだったのですが、なぜ子どもの受け入れ先がないのかなというのがまず疑問で、例えばそれが採算に合わないとか、子どもと成人をやはり一緒にできないとか、いろいろ理由があると思うのですが、地域によっては地域だけでは解決できないということもあるかと思いました。やはりその原因も分かれば追求して、場合によっては県全体で考えないと、命に関わる問題なので、と思ったのがまず一つ。あと権利擁護部会で、虐待防止研修ということで、今年度からそこに力を入れるような改定もあったということですが、県が中心に行っている虐待防止研修はどんな研修なのかよく知らないので、その研修を受けるとやはり虐待は減るものなのでしょうか。素朴な疑問ですが、いかがでしょうか。

(丸山会長)

はい、ご質問ありがとうございました。

今、二つのご質問が出ましたので、一つ目の質問について療育部会長お願いします。

(熊谷部会長)

はい、ありがとうございます。本当にそうだなと思います。今回、部会では、そういう資源がないよねというところで、終わってしまったところがあるので、やはりどうしてそうなのかっていう原因がわからないと何も進まないなっていうのはおっしゃる通りだと思います。この辺につきましても、各圏域で考えてまた療育部会の方でも、原因を探っていければなというふうに今お話聞いていて思いました。ないよね、で済まないように進めていけたらと思います。

ありがとうございました。

(丸山部会長)

はい、熊谷部会長さんありがとうございます。この件について、橋詰委員からもご意 見がありますね。お願いします。

(橋詰委員)

皆さんこんにちは。アドバイザーをしています橋詰です。よろしくお願いします。 これは少し私見に近い話かもしれないですけれども、先月、国の社会保障審議会の 中では入所している障がい児が成人期へという移行のあり方について検討が始まっ ています。いわゆる成人を迎えられた方たちが自分の生活を自分の意思でしっかり決 めていけるような仕組みをつくっていかなければいけないのでは、という意見が出て いたかと思います。

児童期の入所から成人期の入所にそのままスライドしていくという全国的な課題が、長野県の中では実際あまりないのです。なぜかというと、長野県には各地域に特

別支援学校が作られていく中で、へき地に住む障がいを持った子どもたちが、特別支援教育を受けるために、寄宿舎がつくられました。寄宿舎で泊まって学校に通うという仕組み中で、障がい児入所支援施設は成人の入所支援施設に切り替わってきたということもあり、長野県には障がい児の入所施設が全国的に見ても本当に少なくなりました。これが、何か困った状況があったときに障がいを持った子どもたちの受け皿になる障害児支援施設がなくなったという状況が長野県にはあるのです。ですから保護や緊急時支援に入ることができる障害児支援施設が地域にない現状で、児童養護施設で、障がい特性や非常に高度障がいを伴うような、個別に支援が必要なお子さんたちを受け入れにくい状況があります。現在長野県にある児童の施設と、実際に障がいを持った子どもたちに何か起きたときの受け皿とがマッチングしていない状況がそれぞれの圏域にあるので、実際には、県全体の課題ではないか、原因はそこではないかなと思います。

しかし、子どもたちが入所できる施設をこれからどんどん増やしていけばいいという話ではないですし、障がい児の入所が長期化して成人施設に移行していく課題がない状況の中で緊急の受け入れの施設体制が整っていない。さらに、寄宿舎は金曜日の夜から日曜日の夜は泊まれないのですね。週末の支援が全く空洞化している状況があり、各圏域ではその週末の受け皿を作ろうということで検討が始まっているのではないでしょうか。はい、以上です。

(丸山会長)

はい。ありがとうございます。熊谷部会長におっしゃっていただいたように、なぜ、 といったところを、話合いや調査していただくこともあるかもしれないとも思います。 橋詰委員からのご意見も参考にしていただければと思います。県の大きな課題として 考えていかなければいけないところもありますので、部会の方でその辺整理していた だければありがたいと思いました。

青木委員さんまず一つ目の質問につきましてはよろしいでしょうか?

(青木委員)

はい。ありがとうございますよくわかりました。

(丸山会長)

それでは二つ目の質問の虐待防止研修ですが、どんなことをやって、そしてどのような効果が出ているのかという質問ですけども、権利擁護部会の勝又部会長お願いします。

(勝又部会長)

はい、実施主体の県でなくて私が答えていいかとの思いはありますが、補足があれば県の方もお願いしたいと思います。

毎年、厚生労働省が主催する国の研修がありますので、行政と事業所の方を派遣していただいて、それを受けて県の研修を組み立てるという形になっています。ただ、この2年ほどコロナ禍ということもあって、国研修の開始時期が遅くなっており、前年度の踏襲をしながら実施している状況があります。基本的には、法律の組み立てのような大枠に始まり、個別に気をつけていただきたいことや、よりよい支援をしていく、そのためにどういったことを組織としてやっていかなければならないことはなにかということで、基本的に県の研修は、事業所で管理者や虐待防止マネージャーにあたる立場を担う方に参加していただいて、虐待を未然に防ぐよりよい支援環境をつくることを目的にして、研修が組まれています。その中には、当然ですけれども疑わしきは通報する、ということが内容に加わっています。

2番目のご質問の研修効果によって虐待がなくなっているか、ということですけれども、認識が高まることによって、グレーゾーンのようなこれもよくないのではないか、ということで通報するということも増えていますので、通報件数でいうと、決して減ってはいない。各事業所においてちゃんと検証する機会が増えている、そして受け取る行政の皆さんもそれぞれにきちんと考えていただいているというふうに、権利擁護部会で、県の担当者や各圏域の担当者とも共有をしています。もし不足がありましたら事務局の方お答えいただければと思います。お願いいたします。

(丸山会長)

はい、ありがとうございました。補足がございましたら事務局でお願いします。

(事務局)

事務局の障がい者支援課の百瀬と申します。

今、勝又部会長からお話いただいたように、障がい者の虐待防止に係る県主催の研修としましては、事業所の管理者を対象とした事業所においての虐待防止についてということをテーマとした研修ともうひとつ、市町村職員を対象とした虐待が起きた時の対応についてということをテーマとした研修を行っております。報酬改定に伴い、今年度から各圏域や基幹相談支援センターにお願いしているのは、それぞれの圏域において事業所内で義務付けられている研修について、各圏域でそれぞれの課題もあるかと思いますので、それらを踏まえた各圏域の状況に応じた虐待防止研修を開催してほしいということをお願いしております。

そして虐待件数の件ですけれども、部会長からお話いただいたように、虐待防止や虐待防止法が浸透してくることによって、相談や通報の件数自体は全国的にも県の方も増えている状況です。虐待として調査した結果認定される施設においての虐待の件数は、このところ横ばいもしくは少し前年度よりも少ないという結果です。やはり、もしかしたら、という段階での通報ができている、制度が浸透してきたということかと思いますが、研修を行うことでイコール虐待の件数が減ってきたかというと、まだそういった状況ではないかと思います。現状としては以上になります。

(丸山会長)

ありがとうございました。青木委員、いかがでしょうか。

(青木委員)

ありがとうございました。部会長さんがおっしゃっていた、より良い支援環境を作るっていうのがやはり大事だと私も思うので、長野県には素晴らしい社会福祉法人などがたくさんある中で、うちはこういう研修やったらすごく良かったよとか、こういう環境を作ったらよかったよということがあれば、共有されればいいかと思いますが、なかなかお時間のない中で難しいかなとも思います。そんな感想でした。ありがとうございました。

(丸山会長)

はい。貴重なご意見もありがとうございます。

その他に委員様から何かご質問、ご意見ございますか。松澤委員、お願いします。

(松澤委員)

お願いします。人材育成部会の報告で主任相談支援専門員の研修が始まっているということで、日々思うところですが、他の県ですと、まだ主任相談支援専門員の研修が実施できていません、というようなお話を聞きまして、長野県においては昨年度から実施していただいて、各圏域に主任相談支援専門員、研修を終えた方々がいらっしゃる状況で、また今年度も新たな方々に受講いただいているという状況にあります。

部会長さんから主任相談支援専門員の業務の住み分けのお話もありました。主任相談支援専門員には求められているところがたくさんあって、どの方々もたくさんの業務をこなしながら、これまで担っていた部分も含め、また新たな役割を担うとか、さらに研修を積んでいく段階であるとか、またそれぞれの地域の状況もあると思いますが、やはりセンターや行政の方々も含めて、それぞれが協働していくことが必要かなと思うのです。

飯伊圏域でも、それぞれの相談支援専門員さんたちはかなりの件数を受け持っていて、主任相談支援専門員の育成というところでは、相談支援専門員が不足している、そういう点での解消への期待が強かったりはするのですけれども、主任相談支援専門員が育成できたことですぐに解消されていく訳ではないので、それぞれのできるところは整理していかなければ、と思っています。そういう点においても主任相談支援専門員研修の受講の推薦の仕方など、かなり丁寧に工夫いただいているところがあるのでありがたいと思います。また引き続きよろしくお願いいたします。以上です。

(丸山部会長)

ご意見ありがとうございます。

今、人材育成部会の方ですね、主任相談支援専門員の業務すみ分けということです ね。委託相談とのすみ分けやそれぞれの立場でいろいろな役割があるということも話 し合いをしている中で、松澤委員から飯伊圏域の状況も教えていただきました。 もしよろしければ、この件、長野市の浅野委員さんもご意見いただけますでしょうか。

(浅野委員)

長野市の浅野です。お願いします。長野市の現状としては、まだ長野市内で主任相談支援専門員が集まって何か協議できる場とか活躍してもらえそうな場は、まだないような状況です。市から委託を受けている相談支援センターの中で、どのタイミングでどの場でそういったことを考えていくのがいいのかという話をしていて、松澤委員がおっしゃったように、行政の方も交えて、そういったところを考えていきたいね、と言っている段階です。

前に県の人材育成部会が各圏域で主任相談支援専門員について考えるアンケートをしていただいたのも、とても考えるきっかけにはなっていて、よかったなと思っています。

今回相談支援従事者の主任研修があるということで、今後どんな風に絡めていったらいいか、まだ見えてはいないのですが、主任相談支援専門員に協力をお願いしていく際に、そんな意識なかったよ、とならないように、長野市では受講予定者の方と意見交換会をしようということを考えて、11月初めに、どんなイメージでいるか・活動の意識について、センターの職員と行政の方と受講者の方々と意見共有する場を設けてみました。また県の協議会の動きも見ながら、今後も考えていきたいなと思っています。

(丸山会長)

浅野委員、ありがとうございます。長野市の様子、実際受講をされる方々や行政と の話し合いが始まっているという動きなど、参考になるようなご意見もいただきま した。

主任相談の位置づけは、始まったばかりですけれども、国は何を意図しているのか、まとめとして橋詰委員からお話いただけますか。

(橋詰委員)

はい。皆さんのお話を聞きながら、やはりここが重要かなと思っていて、実は今年は主任相談支援専門員の養成は4年目なのですね。最初の2年は国が直接養成をし、これは都道府県の研修を行うために必要なものを持ち帰ってもらうためと、もう一つ、その方が主任相談支援専門員として実践を積んでもらうという二つのイメージがありました。そして昨年、長野県の研修が始まったという経過です。

そもそもこの主任相談支援専門員は何なのか、という周知活動がうまくいかなかったことが一つあると思うのです。それは1年目の長野県での研修をしたときに、本来

であれば市町村の皆さんにも、それから基幹相談支援センターやベテランの相談支援専門員にもこれは何なのか、初日の講義だけは聴講できるような形で、対面で聞いてもらいたいというステージがコロナ禍で作れなかったのですね。そういう状況の中で、実際には受講した方だけの情報になっている現状があるかと思います。また、国の相談支援の質の向上の検討会の中で、都道府県でいくら更新研修をしても、相談支援の質が高まらないということが分かってしまいました。では実際に、どこで質を高めていただくかというと、現場で相談や会議をしている場面、それからご本人と面接している場面でしっかり相談の質を上げていくという検討の中で、主任相談支援専門員のカリキュラムがつくられたということです。

主任相談支援専門員が何をするか三つお話しますと、一つは、相談支援事業所の応援をします。それはコンサルであったり、運営管理であったり、災害時支援であったり、様々なことの応援をする仕組みを研修のカリキュラムの中に入れたのです。これはこれまでの相談支援研修の中に位置づいていなかったものです。それから二つ目は、地域の相談員さんが困った時や、なかなかうまくいかない状況の相談を預かっているときに、1人で困らないようにするために、心の支えになるメンターとして動くということと、困ったときに後方支援として一緒に考えてくださいということをするために相談支援のカリキュラムは作られています。三つ目は、1人の障がい者の方が地域で暮らしていく中で、障害福祉サービスだけでは暮らしていないですよね。地域のいろいろな方達、医療もそうです。教育もそうです。いろいろな人たちに応援をしてもらってその方は地域で生き生きと暮らしている。その地域をちゃんとつくる仕事をしてください、実践をしてくださいっていうことです。この三つの大きな柱で主任相談支援専門員研修は作られています。

これを理解していただく中で、皆さんの地域でどなたが主任相談支援専門員になっていただいて、地域の相談員の育成をしていくかを推薦として取扱いをするということで、長野県の研修が始まっているかと思います。長野県の研修は地域できちんと人材育成をするための核になってくれる方、地域の自立支援協議会にきちんと参画して、引っ張ってくれるリーダーになってくれる方、最後に県のこの研修システムに共同参画していただいて応援をしてくださる方という三つの柱を受講要件として推薦していただく形になっていますので、1年2年でできるものではないですけれど、そこを目指していくことが、最終的にその地域の相談の質の向上に繋がっていくと思います。具体的に、スーパービジョンの体制を整えておくとか、細かいことがたくさんありますが、まずはこの入口をご理解いただくということで、今日は協議会の代表の方に参加していただいているので、情報提供とさせていただければと思います。以上です。

(丸山会長)

ありがとうございます。松澤委員のご発言から、長野市の様子を聞かせていただき、 現在長野県がどういう状況でこれから何をしていけばいいか、橋詰委員にまとめてい ただいたような気がします。 相談支援の体制作りをしていく上で、相談支援専門員さんが困っている状況があります。そこを応援しなければいけない、その支えはすごく重要ということも、改めて感じました。そして福祉サービスだけで、障がい者の方々を支えるわけではなく、インフォーマルも含めたサービスを上手に使っていきましょう、という相談支援専門員の計画等が多々出てきているような感じはしますが、

さらに強化していく必要性も国は示しているので、参考にしながら、長野県の相談支援の体制作りをしっかりやっていければと思います。ありがとうございました。

さて少し時間が押してきてはいますが、他にご質問ある方いらっしゃいますでしょ うか。飯島委員、どうぞお願いします。

(飯島委員)

千曲・坂城地域自立支援会の代表として課長代理で出席しております係長の飯島と申します。よろしくお願いします。4点ほどお聞きしたいと思います。

紅林部会長がもう既に退出されているかと思いますが、分かる方がいらっしゃったら教えていただきたいと思います。部会報告の中で障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議の報告がありました。私も勉強不足でよくわからない件ですが、このコーディネーターは、精神障がいに特化していますが、市町村障害福祉計画の中にはおそらく位置づけがなくて、県障害福祉計画に位置付けがあるのか、それとこの方の役割について、我々も狭い地域の中で関わってもらった記憶はないのですが、圏域での設置なのか、県に位置付けがあるのか、教えていただきたいと思います。

それから2点目が人材育成部会で、本年度のねらいに、長野県障害福祉サービス事業者人材育成ビジョンに基づいての人材育成と書かれているかと思います。障害福祉サービス事業所人材育成とあるので、今回は相談支援事業に特化した人材育成が記載されているかと思いますが、障害福祉サービスはいくつかありますけれども、他のサービスについても各分野で人材育成について検討がされるのかをお聞きしたいと思います。

3点目として療育部会で、今後、市町村障害児福祉計画の中にも、医療的ケア児コーディネーターの配置という検討がありますが、療育コーディネーターは今後どのような関わりを持って各圏域で接していくのかまだ見えていない部分があります。長野圏域の中では、一部この療育コーディネーターが本当に機能していて長野市は医療的なケアの部分までコーディネートしていただいている状況もあったりします。今後、療育コーディネーターと医療的ケア児コーディネーターの関係性だとか、方向性が見える部分あれば、お答えいただければありがたいと思います。

それから4点目です。相談支援専門員の初任者研修や現任研修があります。この研修は長野県相談支援専門員協会が中心に研修会を開いていると思いますが、去年、一昨年と基幹相談支援センターに講師の依頼があります。我々も非常に小さい地域の中で基幹相談支援センターを設置して、限られた人材の中で日々のセンターの業務を委託している状況があります。そういった研修に1週間とか講師として配置をされてし

まうと、日々の困難ケース等がどうしても滞ってしまう状況もあります。講師の配置 については、検討いただければ非常にありがたいと思います。

それから5点目になってしまいますが、橋詰委員から説明があった主任相談支援専門員の関係ですが、カリキュラムの内容や三点の役割を聞くと、基幹相談支援センターが役割を担っているかと思いました。そうすると主任相談支援専門員は基幹相談支援センターが取るのが一番かと思ったのですが、その辺りお答えいただければありがたいと思います。以上です。

(丸山会長)

はい。ご質問ありがとうございました。

まず一つ目の質問、精神障がい者地域移行コーディネーター連絡会に係るご質問で すけれども、保健・疾病対策課のご担当者からお願いします。

(保健・疾病対策課)

保健・疾病対策課心の健康支援係の高橋と申します。

コーディネーター等連絡会議の計画への位置付けについてですが、各圏域の活動状況を自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会に共有したり、部会の意見をフィードバックするなど、計画をはじめとする県の施策と地域をつなぐための重要な位置づけとなっております。連絡会議では、障がい者総合支援センターに配属されているコーディネーターと、保健所の保健師、相談支援専門員等が、一堂に会しまして、実際の支援ケースの事例共有や課題の検討等を行っております。

なお、コーディネーターについては、平成 26 年度末に県の精神障がい者地域生活支援コーディネーター設置事業が終了した後、圏域ごとの検討により、障がい者総合支援センター等に専任コーディネーターや地域移行の担当者が配置されたという経過があります。以上です。

(丸山会長)

ありがとうございます。それでは二つ目の質問で、人材育成ビジョンの件、関谷委員が部会長を務めていただいたときに作成していただいたりして、ご意見いただければ と思います。

(関谷委員)

須高地域総合支援センターの関谷です。運営委員長をしています。人材育成ビジョンは今、第2バージョンになっていますが、その際、人材育成部会長を務めさせていただきました。こちらの人材育成ビジョンについては、相談支援従事者についての人材育成ビジョンとなっております。

第 1 版の方では、各障害サービスの事業者さん向けのビジョンもあったのですが、 その管理をしていただいているサービス管理責任者や管理者も、相談支援従事者の 1 人ということの位置づけでありまして、合わせて相談支援従事者の人材育成ビジョン として今作っております。

(丸山会長)

はい。ありがとうございます。

三つ目のご質問で、療育部会の関係、 医療的ケア児コーディネーターについて、研修とかいろいろありますけども、まず、熊谷部会長から医ケア児支援の関係がどうなっているか簡単にご報告いただければご説明いただければありがたいと思います。

(熊谷部会長)

はい。今年度療育部会では医ケアについては議題として取り組んでいないのですが、 県の医療的ケア児等連携推進会議へは、療育部会長として出席させていただいており ます。

また、各圏域の医療的ケアの推進会議が、今年度どのように開催されているかも把握していない状況です。コロナの関係までなかなか開催できないっていうような声は聞こえてまいります。医療的ケアのコーディネーターの件ですけれども、療育コーディネーターで医療的ケアのコーディネーターの研修を受けている方もおりますし、療育コーディネーターで医療的ケアのコーディネーターの研修を受けた者は医療的ケア児コーディネーターとして活動をしていると思います。

医療的ケアコーディネーターの研修を受けている方は、相談支援専門員、市町村委託の相談員、療育コーディネーターもいますし、看護師さんや医療関係の方も研修を受けている方もいると思いますが、それぞれどのようにコーディネーターとして活動しているかは、療育部会では把握できていません。

(丸山会長)

はい、ありがとうございます。

それではですね、地域の状況を教えていただければということで、上小圏域の原委 員、いかがでしょうか。

(原委員)

上小圏域から参加させていただいています上田市障がい者支援課の原と申します。 上小圏域の自立支援協議会では、医療的ケア児等の支援連絡推進委員会を立ち上げ ておりまして、圏域の課題や医療的ケア児への支援体制について協議を重ねている状 況にございます。

解決すべき課題は本当に様々あるのですけれども、医療的ケア児の保護者の方への実態調査の実施ですとか、災害時登録支援なども合わせまして、また医療的ケア児支援法の成立を見据えて、放課後や長期休暇の支援体制の整備に向けた調査検討も圏域内の市町村をはじめ、訪問看護ステーションですとか、病院のソーシャルワーカーさん、

保健師、また医療的ケア児等コーディネーター、上小圏域は二名配置されておりますので、そういった関係の方、あとは基幹相談支援センターと一緒になって調査検討を行っている状況でございます。

今の動きとしまして、来年度に向けて、医療的ケア児等総合支援事業を、圏域市町村の連携事業として、企画をし、推進する方向で進めている状況にありまして、上小圏域の医療的ケア児の拠点事業の実施を見据えまして、来年度、拠点となる事業所の開所を目指して、動き出している状況でございます。以上です。

(丸山会長)

はい、ありがとうございました。

やはり、医療的ケア児の支援については、新たな法の動きもありますし、各圏域でも動きがあると思いますので、この辺共有していけるといいかと思います。

それでは最後に、四つ目と五つ目の質問について橋詰委員にお願いしてよろしいいでしょうか。

(橋詰委員)

長野県研修の講師の派遣について、現在 Web 開催で情報が届いてない部分も多いかと思いますが、私は長野県相談支援専門員協会の代表を退きまして今は一相談員として協力させていただいています。法定研修の演習と言われる部分や、実習といわれる研修と研修の合間のインターバルの部分での研修は、講師として基幹相談支援センターの職員と主任相談支援専門員の資格を取られた方たちに協力をいただいて、受講生は自分の地域の受講生に対しての育成を法定研修から始める状況が現状です。

例えば、千曲・坂城地域の基幹相談支援センターの職員さん1名に講師のご依頼を した際は、千曲・坂城地域や長野圏域で活動する方を育てるための講師として依頼を させていただいている、と理解しております。これが法定研修で出会った受講者と講 師が地域で実践していく、また一緒に相談の質を高めていったり、後方支援やメンタ ーの発動をしたりする出会いの機会を作るという目的があります。

他の地域の基幹相談支援センターの職員さんがいろんな地域の人たちの育成に携わるのではなく、自分たちの地域の相談員さんを育てるという形に整理をしてきている状況です。ですので、ご協力いただける部分についてはお願いをしたいというのが、今の協会の考え方ではないか、という代弁になりますが、お願いしたいと思います。

五つ目のご質問については、実際に基幹相談支援センターの職員が主任相談支援専門員を担うべきではないかということは、当初国もそのようにイメージとして研修が始まっていますが、報酬改定の中で、主任相談支援専門員配置加算という加算が創設された状況で、指定特定相談支援事業所の主任相談支援専門員も、地域作りの応援を一緒にしてくださいということでもあります。まだこの辺りは、正直整理がされていないのですが、いわゆる主任相談支援専門員の資格を持っている方たちは共同してもらって、ウエイトはもしかしたら基幹相談支援センターのほうが大きいかもしれない

ですけど、市町村と共同してもらって、可能な範囲で一緒に育ち合えるような仕組みを作っていくということが現状かと思っています。

まだこの整理はできていませんが、いずれにしても今後この整理がされてくるのではないかと思います。現状ではここまでのお答えしかできなくて申し訳ありません。以上でございます。

(丸山会長)

ありがとうございます。

基幹相談支援センターが、やらなければいけないことがまだまだたくさんある中で、地域の事業所の主任相談支援専門員に力を借りて、人材育成をしていく、または実際に基幹相談支援センターと同じような役割をこれから一緒になっていただけるような主任相談支援専門員さんがこれから出てくることによって、相談支援体制の難しさや負担が少し軽減されるかもしれない、といった未来が少し見えるような話かと思いました。それでは飯島委員、よろしいでしょうか。

もし他のご質問等がございましたら事務局にご連絡いただけましたらありがたい と思います。

それでは、ここで 5 分休憩をとりたいと思います。2 時 55 分から再開したいと思います。

(休憩)

(2) 障がい者相談支援体制を基盤とした障害福祉計画等の推進について

(丸山会長)

それでは会議を再開させていただきます。

先ほどの各部会の報告について、皆様方から本当に積極的にご意見、ご質問等いただきまして、実のある協議ができたと思っております。皆様方からのご意見等もあわせて取組を進めていければと思っております。どうぞよろしくお願いします。

それでは議題の二つ目に入りたいと思います。次第のとおり、障がい者相談支援体制を基盤とした障害福祉計画等の推進についてということで、主に障がい者相談支援体制機能強化会議での取組を、運営委員長の関谷委員からご説明をお願いします。

(関谷委員)

はい、皆様改めまして、須高地域総合支援センターの関谷といいます。運営委員長 を務めさせていただいております。

ここでは令和 3 年度障がい者相談支援体制等機能強化会議についてご報告をさせ

ていただきます。この機能強化会議ですが、年4回または5回、基幹相談センターの 方、委託相談支援の方、また代表市町村等の方々をご参加いただきまして、地域の障 がいのある方やその家族の方が地域で安心して生活できる相談支援体制の強化につ いて、皆様で協議や情報を共有する機会を持たせいただいております。

第1回5月11日は、第1回の本会の方で報告をしておりますが、国の藤川専門官を招きいたしまして今年度報酬改定の概要についてご説明いただきました。第2回、8月10日は、その報酬改定に合わせた地域の機能の充実、また相談支援体制の体制作りについてアンケートをもとにグループワークもさせていただいております。報酬体制上は協働機能強化型の相談支援の算定や、ピアサポートの活動の場、事業所の虐待防止研修の義務化に伴う取組のグループワークの方で共有をしております。

10月11日は、第6期障害福祉計画第2期障害児福祉計画の推進をしているところですが、それについてやはり自立支援協議会を活用して、個々の相談支援のケアマネジメントにおける課題等を地域の課題として吸い上げながら、自立支援協議会を活用いたしましてその障害福祉計画、障害児福祉計画の方が推進される又は地域の中のPDCAサイクルの中で評価がされていくということが大事な視点であるということを、国の資料をもとに共有させていただきました。その後、特にケアマネジメントプロセスのPDCAサイクルのCの部分に、特化しましてモニタリングについて、この第4回12月14日に繋がるような形で、会議を開催しています。やはり相談支援の機能強化については全ての障がいのある方やご家族もしくは障害福祉サービスを担っている支援者の方々等、皆様にとって基礎となるものになります。それをしっかり強化することによって、自立支援協議会が活発になる、または障害福祉計画障害児福祉計画がより推進されていくことを目指して、令和3年から5年後のビジョンの中で、取組を進めております。

資料 11 ページからは、第 3 回 10 月 11 日の会議の際の、ケアマネジメントにおける PDCA サイクルについてお話をしたときの抜粋資料になっております。説明を割愛させていただきますが、特に障害福祉計画の PDCA サイクルとまとめについては大事な視点になっておりますので、ご確認いただければと思います。簡単ではありますが説明は以上です。

(丸山会長)

はい、ありがとうございます。

先ほどの部会の報告でもやはり相談支援体制の構築がポイントになっていますね。 特にこの自立支援協議会では、ここをポイントに話し合いを進めてきているので、今 日、この議題についてもう少し皆様と協議したいと思っております。

最初に身体障害者福祉協会の池田事務局長さんに現在の相談支援、身近な相談といった部分でぜひご意見をいただければと思います。池田委員お願いいたします。

(池田委員)

ご紹介いただきました、身体障害者福祉協会事務局長の池田でございます。私の方でお願いしたいというのは、市町村ごとに身体障害者相談員を設置していただきたいというのが一番でございます。

身体障害者福祉法は平成 24 年に改正され、それまで身体障碍者相談員の設置は都道府県でしたが、その時に市町村による設置と変わっております。そこで、国の方が市町村に対して地方交付税措置をしますという形になっているのですけれども、まだまだ市町村ごとに設置されているというのは限られているというような現状でございます。

一方、相談窓口としては、例えば福祉事務所ですとか、それから市町村の福祉窓口もありますし、圏域ごとに障がい者総合支援センターもありますが、障がい者から相談したいという時、本当にちょっと相談してみたり、ちょっと経験したことを聞いてみたいということもあるのですが、○○センターとか、○○事務所というと、ちょっと相談しづらいところがありまして、市町村ごとに、ぜひ身体障がい者相談員を作ってほしい、これはですね、やはり身近にいる方、それから顔が見える方、その中には当然障がい者本人であったり、その家族という経験をお持ちの方も入れていただきたいと思います。そういう方を市町村ごとにぜひ設置していただいて、まずそこに相談ができ、やはりもっと専門的にとなれば、障がい者総合支援センターや市町村に相談していく。もしかしたら地元の相談員で解決することがいっぱいあるのではと思います。自分1人で解決できないということもあるので、ぜひ市町村に常に相談員をおいていただき、今は身体障がいについてお話しましたが、いろいろな相談員を非常に身近なところに置いていただき、なおかつ行政や支援センターに話が進んでいけば、専門的な相談に持っていけるのではないかなと思います。

(丸山会長)

はい。ありがとうございました。身近な相談という投げかけ、身近という意味では、 市町村単位で障がいごとに特化した体制が、昔のようにあればいいか、というような ご意見もいただいております。この件について、ご発言いかがでしょうか。中村委員 お願いします。

(中村委員)

はい。長野県手をつなぐ育成会中村と申します。

今ほどのお話は、ある意味よくわかるところがあります。例えば、障がい種別で言えば、身体障がいの方、そして精神がいの方、そして私ども知的障がいの大きく分けて三つになります。例えば、以前、都道府県が設置主体であった時に、はっきり覚えていませんが、私も知的障害者相談員の研修を一、二回受けたのか、そういうものを務めさせていただきました。

ただし、例えば、「ケア相談」というような形の相談を行うのであれば、育成会という立場では、我が子に変わって親が代弁するという形になりますからちょっと違うの

かなと。今程事務局長がおっしゃられたような「経験をもとに」という立場であれば、 ご相談を預かることはできるかもしれません。ただし、それぞれの保護者、あるいは 当事者という立場は、かなり私見が入りますし、しかるべくしっかりした講義・講座、 それも中身を揉んでいただいて、継続研修も含めて、何回も受講いただいて、そのう えで適格な人を任命していただくということが、まず必要だろう、と思います。

それから、例えば知的障がい方ですと、B1やB2などの軽度の方であっても、なかなかご自分の主観が入ってしまので、育成会という立場では、あまりそうならないのかなと思います。「経験談」という意味で、保護者、関係者がご相談に預かるということは、今でも通常の中でありますし、その延長線上でいいのかなと。一番とにかく申し上げたのは、どういうことについての相談を行うのか、勉強していただくことが軸にあるのかなとそんな思いです。

身体障がいの皆様方あるいは精神障がいの方もピアカウンセリングをやっていらっしゃいますし、必要な方々がおられれば、こういうものを積極的に繰り広げていただくと同時に相談支援専門員の方々どういう関わりのもとに、どういう連携ができるかといいましょうか、様々なものを考えなければいけないのだろうなと、こんなふうに思います。以上です。

(丸山会長)

はい、中村委員ありがとうございました。

今、当事者団体の会長のお二方からのご意見としていただきました。「身近な相談」 というところでは、お二方のご意見は相反するわけではなくて、なるほどというご意 見をいただきました。

これについて、もう少し他の委員さんからもご意見いただければありがたいかなと思います。平成24年度の法改正で相談支援の計画相談が進められてきて、まず障がいをお持ちの方々を支える上では、相談支援専門員の作成するサービス等利用計画、サービス事業所では個別支援計画というものを基本にして支援をするという形に制度が変わってきている中で、中村委員さんからもご意見いただきましたけれども、相談支援専門員との関わりがとても重要ではないか、その辺りは相反するものではなくてお互いに協力的にやるところではないかと私は思っていますが、相談支援専門員の立場でどなたか、今の池田委員と中村委員のご意見について、コメントいかがでしょうか。

人材育成部会の部会長の藤原さんいらっしゃいますか。少しコメントお願いします。

(藤原部会長)

はい。先ほど池田委員からお話のあった、身近に相談員さんがいたらもっと身近なところで課題が解決できるのかなというのは、ごもっともなことかなと思いました。 ただ、相談支援専門員は、福祉サービスにつなげることだけが仕事ではなくて、基本相談と言われるような本当に身近なところでのご相談を受けながら、地域の中で暮ら しやすい場を作っていくというのが本来の姿かなと思います。市町村ごとに、相談員さんの配置というのは厳しい部分もある中で私達も上伊那圏域の委託相談も承っていますけれども、本当に身近な相談も、福祉サービスの利用だけではなくお話をうかがったりしていますので、ぜひお声がけをいただきたいと思い、聞いておりました。

(丸山会長)

ありがとうございます。相談支援専門員も、身近なところでとにかくお話を聞くということを継続中ですけれども、まだ少し至らない部分が、池田委員からお話いただいたところかと感じますがいかがでしょうか。

(池田委員)

支援センターでもいろんな相談に乗ってくれることは聞いておりますし、例えば電話相談でも受けるし、場合によっては個々の家にも行ってくれるということは聞いています。ただ、支援センターに電話しようと思っても、なかなかちょっと一歩踏み込めない人がいます。支援センターがやってくれていることは承知しておりますが、市町村ごとに考えてもらって皆さんと繋がっていけるといいかなということは、私どもの意見でございます。よろしくお願いします。

(丸山会長)

はい、ありがとうございます。

先ほど中村委員からも、当事者またはご家族の方のピアカウンセリングといったお話、また、なかなか難しいというような、ご経験からのご発言をいただきました。そのためには、いろいろな研修を積み上げることも必要ということもおっしゃっていただいたように、相談支援専門員についても、やはり資質向上については常に発信されておりますのでその部分もご期待いただき、今日いただいているご発言については、これから引き続き順々に議論していく内容としてもいいかと思っております。今日はまずご意見をいただいたことを共有させていただきます。

それでは他の委員様から、何かご質問やご意見がございますか。はい、青木委員お願いします。

(青木委員)

よろしくお願いします。

11ページの一番下に、相談支援は地域課題把握のエンジンと書いてありますが、相談していても行き詰まってしまうようなケースは、やはり親の会でも聞いています。そういうときに、相談支援専門員さんもちょっと止まってしまうといいますか、「なかなかこの地域ではそこまでいってないのですよ。」と、いうように。でもそれは、親の力だとやっぱりそれ以上進みようがない部分がすごくあって、自立支援協議会に、当事者が参加できているところとできていないところもあるし、小さい親の会しかな

い地域もあるので、ここがすごく大事だなと思っていて、できれば相談支援専門員さんのところで解決できないことをちゃんと持ち上げてほしいなと、すごく思っています。以上です。

(丸山会長)

はい、貴重なご意見、ありがとうございます。この件について、青木委員からご意見いただいていますが、コメントをいただける方はいらっしゃいますか。橋詰委員お願いします。

(橋詰委員)

相談支援については、長野県はいい仕組みでこの相談体制を整えてきたのではないかと感じています。というのは、計画相談支援や障害相談というサービス等利用計画を作るための相談や、平成16年10月から始まった各圏域の障がい者総合支援センターのような、身近な地域で相談を預かるという基本相談は、制度上は市町村の相談にあるわけです。市町村の相談が一部委託できるため、総合支援センターに委託される状況になっています。しかし、これが100%委託になってしまい、行政との連携が取れないような都市部も全国的にはあります。ですが、長野県ではきちんと協働して、市町村でも相談をきちんと預かる、委託相談もきちんと預かる、サービスを使う方の相談支援は計画相談の中でも預かるというような形で体制を整えてきていますので、圏域課題を上げていくところは、基幹相談支援センターや総合支援センターだけではなく、市町村の担当の方も、サービス担当者会議やケア会議に入られたりしているので、そこで解決できない話は、協議会のステージを上げてもらうということを、協働していただくことが必要かなと思っています。

また、先ほどのピア相談の関係は、ピアサポーターの養成を長野県でも行っていくと思うのですが、基礎研修で2日間、現場実践をしていただく研修として2日間、実際に相談を始めていただいてフォローアップで2日間の延べ6日間の研修をしっかり積み上げていくものです。この研修ではピアサポーターとその所属の管理者、例えば就労継続支援B型事業所や相談支援事業所の管理者も一緒にその研修を受け、ピアの相談の体制を事業所内で整えていくことで効果的な相談ができる、ということも国の研究事業で立証されているので、そのような体制をこれから目指していかなければと思います。

コロナ禍が明けてから、この研修制度を整えて、実際にピアの方の活躍の場を徐々に追い求めていく。ただし独立型ではなくて、協働型の多様性を持った相談体制を作っていくことをこの先のビジョンにしていただいたらいいのかなと思います。今日はすごく大きな爪痕を残す議論していただいたと思います。

(丸山会長)

はい。ありがとうございます。

私からもひとつお願いします。青木委員から、自立支援協議会に期待します、というメッセージをいただきました。

私は、北信圏域で仕事をさせていただいておりますが、毎月自立支援協議会の会議が開催される中で3ヶ月に一度は、相談員さんの課題または地域のニーズを取りまとめて報告する場面があります。そこで上がってきたものについてはしっかり課題として受けとめることをやっているのですね。自立支援協議会の中でもそういう仕組みを作ることによって、ちょっとした声もしっかり上げてもらい、整理をすることによって解決することを実際にはやってきております。それぞれの地域でもこのような取組もあろうかと思いますので、またこういうことも参考にしていただければありがたいかと思っております。

はい、青木委員、いかがでしょうか。

(青木委員)

ありがとうございました。

(丸山会長)

ありがとうございます。今後も、当事者の方又はそのご家族の方にしっかりと身近に受け止められるような相談体制が作れることを常にここにいる皆様は願って、それについて前に進んでいると認識しておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

(3) その他

(丸山会長)

では三つ目の最後の議題になります。「(3) その他」になります。

上がっている内容としては、についてということで、長峰委員お願いいたします。

(長峰委員)

それではお願いいたします。資料の 15 ページ 16 ページをご覧いただければと思います。

防災福祉が大きな課題となっておりますが、今年の1月から県内26の社会福祉法 人等の参画をいただき、防災福祉カンタンマップ実証実験に取り組んでおりますので ご報告します。

10 カ月にわたる実証実験を通して、住民と福祉専門職が連携して「災害時住民支え合いマップ」や「個別避難計画」をつくっていくためには、防災福祉の現場で使えるデジタルマップがぜひ必要だと確信を持ったところです。この災福マップは、来年度には、正式サービスとして提供できるように準備をしていきたいと考えています。

内容については、時間の都合がありますので、3点だけご説明します。

1点目は、15ページのところに真ん中のところ、情報セキュリティとありますが、 災害時要援護者の個人情報の取扱い方法です。災福マップは、Kintone (キントーン、 サイボウズ株式会社)というクラウドサービスを使っていますが、令和3年5月、国 の業務用データベースは今後クラウドを使って構築することが再確認され、国の業務 に使える安全なクラウドサービスを総務省が認証する制度がスタートしました。キン トーンは、今年9月にこの認証を受けましたので、個人情報をクラウドで扱うことに 関する課題はクリアされたと言えます。

2点目は、16ページの③のところです。災福マップは、住民自治協議会とか障がい 者総合相談センター等の事務所のパソコンで使うことを想定したシステムです。地域 で、障がいを持った方の避難支援の仕組みを作るため、ハザード情報の入った住宅マ ップを大版印刷して支え合いマップづくりを促進し、更新管理を支援します。

また、同様に、個別避難計画をみんなで作って、それをこのアプリで管理をしていくといくことも可能です。それから事業所の BCP 作成の基礎資料とすることも有効だと期待しています。

3点目として、実証実験で有効性を実感した点がスマホとの連携機能です。

要支援者名や地区名等の最低限の情報を抜き出して、支援担当の住民や福祉専門職のスマホと連動させ、安否確認情報を共有する仕組みです。例えば、安否確認を行った支援者が、障がい者総合相談センターや所在の住民自治協議会の災害対策本部に「安否確認済」の情報を送信・集約するイメージです。

15 ページにモデル地区の防災訓練の写真がありますが、パソコンの画面に地区内の要支援者の安否確認状況がリアルタイムで入ってきており、逃げ遅れの把握も含めて避難支援に有効だろうと感じています。

1年間、26法人の皆さんと取り組んできた実証実験は、高齢者、障がい者等の避難支援の仕組みづくりのために有意義なものになったと確信しており、今後、県外も含めてより多くの地域の課題解決に役立てていきたいと思っています。

ぜひ関心をお持ちいただき、各地域での説明の機会等いただければまたありがたい と思います。説明は以上でございます。

(丸山会長)

ご説明ありがとうございました。もしよろしければ、個別避難計画等、まさに災害時にも活躍をされている介護支援専門員協会の小林委員からも、コメントいただければありがたいです。

(小林委員)

はい。今日は一連の話を聞いている中で、相談支援専門員に求められている主任さんの役割っていうのは介護支援専門員でも求められる主任介護支援専門員の役割と

似ているところがあるので、地域の課題を吸い上げていきながら、地域づくりをしていきましょうということだと思います。地域の課題を吸い上げたり、それから地域づくりをしていく中では、こういった災害時の支援は、高齢者に対しても障がいの方たちに対してもすごく重要な分野で、「災害」をテーマに話を始めていくと、いろいろなものが繋がってきたりするのかなとも思います。

それぞれ課題を出していくときにも、地域の支え合いを考える部分を含めて、それは市町村の役割だ、相談支援専門員の役割だ、介護支援専門員がやることだ、ということではなく、皆さんが一つの問題として一緒に構想を出し合うという地域を作っていければいいなと思って今日は聞いておりました。ありがとうございます。

(丸山会長)

ご意見ありがとうございます。会議のまとめをしていただきまして、本当にありが とうございます。皆さんも本当にその通りだなと感じられたと思います。

では、最後に事務局からの情報提供をお願いいたします。

(事務局)

19~21ページについて説明。

(丸山会長)

はい。ありがとうございました。

それでは、本日の協議については終わらせていただきます。事務局にお返します。

4 閉会